

ご活用ください！
小規模企業をはじめとする
中小企業のみなさんを
応援します！

～滋賀県の中小企業向け支援制度のご案内～
平成28年度(2016年度)

(案)

◎注意事項

・この冊子は、平成28年4月1日現在の情報をもとに中小企業の皆さんが利用できる制度をまとめたものです。制度によっては内容(要件等)が変更される場合もありますので、ご注意ください。

・各制度の記載内容は概要ですので、利用に当たっては、詳しい条件などについてお問い合わせ先までご確認ください。



滋賀県ちいさな企業応援月間

～地域で活躍する小規模企業をはじめとする中小企業を応援します！～

この冊子は、「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」に基づき平成28年度に実施する中小企業活性化施策のうち、小規模企業をはじめとする中小企業の皆さんが利用できる制度をまとめたものです。

滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例の概要

前文 ・中小企業の果たしてきた役割の重要性と本県の特徴 ・中小企業を取り巻く状況
 ・中小企業の活性化の意義 ・条例を制定する目的

1.目的 中小企業の活性化を推進し、もって本県の経済および社会の発展に寄与する

2.定義 「中小企業者」、「中小企業の活性化」、「小規模企業者」、「大企業者」について必要な定義を規定

3.基本理念

- 中小企業者の自主的な努力および創造的な活動が尊重されること
- 小規模企業の活力が最大限に発揮され、その事業の持続的な発展が図られること
- 小規模企業者に配慮する等中小企業者の経営規模が勘案されること
- 地域の特性に応じた産業の振興、地域住民の利便の増進その他の地域づくりに資するものとなること
- ものづくり産業の集積、環境の保全のためのこれまでの取組その他の本県の特徴が生かされること
- 県、中小企業者、中小企業に関係する団体、大企業者、大学その他の教育研究機関、金融機関、国、他の地方公共団体の連携および協力が図られること

8.施策の基本

(1)中小企業による自らの成長を目指す取組の円滑化
 ・将来において成長発展が期待される分野における 参入・事業活動の促進、県民の安全・安心に配慮した 事業活動の促進、海外における円滑な事業展開の促進

(2)中小企業の経営基盤の強化
 ・人材の確保・育成、経営の安定・向上、創業・新事業の創出の促進、物品・役務等への需要の増進

(3)産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化
 ・ものづくり産業、小売商業・サービス業、観光等産業分野の特性に応じた事業機会の増大

4. 県の責務
 ・中小企業活性化施策の総合的な策定・実施
 ・中小企業者、関係団体等、国、市町等と連携、情報提供、支援等

5. 中小企業者の努力
 ・自主的・自立的に経営の向上と改善に努める
 ・地域の経済・社会への貢献に努める

6. 関係団体等の役割

(1)中小企業に関係する団体の役割
 ・支援および協力を積極的に努める

(2)大企業者の役割
 ・取引拡充、研究開発支援、商工会議所等への加入等により、中小企業の活性化に資するよう努める

(3)大学その他の教育研究機関の役割
 ・研究開発、新事業創出、人材確保・育成への支援等により、中小企業の活性化に資するよう努める

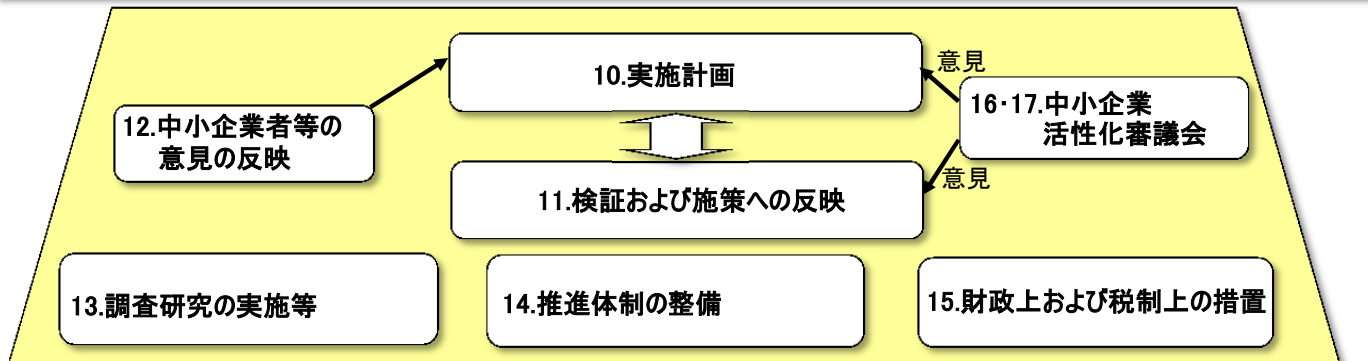
(4)金融機関の役割
 ・資金需要に適切に対応、経営改善への支援等により、中小企業の活性化に資するよう努める

7. 県民の役割
 ・中小企業の活性化への関心と理解を深め、中小企業者が供給する物品の購入等により、中小企業の活性化に資するよう努める

9.連携および協力の推進

(1)県は、中小企業者および関係団体等の有機的な連携を促進

(2)中小企業者および関係団体等は、施策実施に協力するよう努める



18. 滋賀県ちいさな企業応援月間

県民の間に広く小規模企業をはじめとする中小企業への関心および理解を深めるとともに、小規模企業者等による中小企業活性化施策の活用を促進

相談	こんなときに	こんな相談が	ページ
経営全般	経営上の様々な課題について、身近なところで相談したいとき	商工会、商工会議所による経営に関する相談、指導等	3
	中小企業の組合や中小企業相互の連携について相談したいとき	中小企業団体中央会による支援	3
	経営上のあらゆる悩みを相談したいとき	滋賀県よろず支援拠点（（公財）滋賀県産業支援プラザ）による支援	3
	経営課題や事業計画についての相談や専門家のアドバイスが欲しいとき	中小企業支援センター（（公財）滋賀県産業支援プラザ）による支援	4
技術面	技術的な問題や課題について相談したいとき	工業技術総合センター、東北部工業技術センターによる技術面での支援	4
知的財産	知的財産に関する問題や課題について相談したいとき	（一社）滋賀県発明協会による支援	4
人材育成	従業員の人材育成に関して相談したいとき	中小企業人材育成促進事業	5
海外展開	海外との貿易や海外への進出について相談したいとき	貿易投資相談窓口	5
	台湾でビジネス展開等を検討したいとき	台湾におけるビジネスサポートデスクの設置	5
	製品の海外展開時に必要となる国際規格や評価試験について相談したいとき	海外展開技術支援事業	5
省エネ	計画的な節電や省エネ、ピーク対策により経営の向上を図りたいとき	省エネ診断にかかる専門家派遣	6
建設業	建設業法等の適用や、建設業取引に関する相談をしたいとき	建設産業適正化推進事業	6
採用	企業の経営革新に資する高度な専門性を持つプロフェッショナル人材の採用について相談したいとき	滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点による支援	6

補助金・助成金	こんなときに	こんな補助金・助成金が	ページ
創業	新たに起業するときや、事業継承を契機に第二創業として新分野に挑戦するとき	創業・第二創業促進補助金	7
商店街	商店街の再生やにぎわいの創出を図ろうとするとき	にぎわいのまちづくり総合支援事業補助金（にぎわい創出推進事業）	7
工場等建設	本社、マザー工場、研究開発施設の新増設をしようとするとき	「Made in SHIGA」企業立地助成金	7
新商品等	新製品や新技術に関する調査研究や実験、試作を行おうとするとき	中小企業新技術開発プロジェクト補助金	8
	新商品・サービスについて試作や販路開拓などを行おうとするとき	市場化ステージ支援事業補助金	8
	地域資源を活用した新たな商品・サービスの開発を図ろうとするとき	しが新事業応援ファンド助成金	9
	革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行おうとするとき	ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金	9
	森林資源（木材・木質バイオマス等）を利用した製品の研究開発や事業可能性調査を行おうとするとき	森の資源研究開発事業補助金	9
	異分野・異業種連携による新たな「イノベーション」の創出に取り組むとき	異分野・異業種連携イノベーション創出支援事業補助金	10
販路開拓等	小規模事業者が、経営計画に基づき販路開拓に取り組もうとするとき	小規模事業者持続化補助金	10
	新規事業展開や販路拡大を行おうとするとき	企業提案型人材育成確保事業（滋賀発の産業・雇用創造推進プロジェクト）	10
海外展開	海外で開催される見本市・商談会等への出展や、海外での市場調査等を行おうとするとき	海外販路開拓支援補助金	11
	水環境ビジネス分野で、F/S（実現可能性調査）や実証実験を海外で実施したいとき	水環境ビジネス海外展開事業化モデル事業補助金	11
	海外展開に向けた戦略を策定するとともに、販路開拓を行いたいとき	海外ビジネス戦略推進支援事業	11
資源、エネルギー関係	事業所において省エネやピーク対策につながる設備整備を実施するとき	民間事業者省エネ・ピーク対策設備導入加速化事業補助金	12
	事業所において再生可能エネルギー等の設備を導入するとき	民間事業者分散型エネルギーシステム導入加速化事業補助金	12
	産業廃棄物の減量化、資源化を図ろうとするとき	産業廃棄物減量化支援事業費補助金	12
クリエイティブ	クリエイター等が県内において事業所を新設、増設、移転するとき、全国的な規模の展示会等に出展するとき	滋賀県クリエイティブ産業振興支援事業補助金	13
	クリエイターと製造業者との連携により、コンテンツやデザインを活用した新たな商品やサービスを作成したいとき	滋賀県クリエイティブ産業活用モデル創出補助金	13

融資	こんなときに	こんな融資制度が	ページ
経営全般	経営基盤の強化や事業の発展のために資金が必要なとき	中小企業振興資金	14
	小規模事業者の方が、経営改善に必要な資金が必要なとき	小規模事業者経営改善資金（マル経資金）	15
工場等建設	工場・研究所の新設または増設のための資金が必要なとき	滋賀県産業立地促進資金	15

経営・商品・サービス等の「認定・登録」		こんなときに	こんな認定・登録などが	ページ
商品・サービス	開発した新商品等について、認定を受けたいとき		滋賀県新商品等バイオニア認定制度	15
	滋賀らしい魅力をもつ商品やサービスとして選定を受けたいとき		滋賀の感性を伝える「ココクール」事業	16
製品・技術	新製品・新技術の研究開発やその成果の事業化のための事業計画について認定を受けたいとき		滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画の認定	16
経営の革新	新商品の開発や生産・新サービスの開発や提供等の事業計画について承認を受けたいとき		経営革新計画の承認	16
職場環境	自社のワーク・ライフ・バランスの取組をPRしたいとき		滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度	16

研修会・講習会		こんなときに	こんな研修・講習が	ページ
事業継続	自然災害、大火災、感染症等の発生時に、事業の継続や早期復旧を可能とするための計画を立てたいとき		事業継続計画（BCP）の策定の支援	17
商店街創業	自らの想いを実現するお店を開きたいとき		魅力あるお店創出支援事業	17
技能向上	事業主の方が、従業員に技能向上のための研修を受講させたいとき		技能向上セミナー	17
ものづくり	社内のものづくりの流れをスムーズに変えていける人材を育成したいとき		滋賀ものづくり経営改善インストラクター養成スクール	18
	社内にカイゼン等の導入を図りたいとき		滋賀ものづくり経営改善インストラクター派遣事業	18

オフィスなどの施設の貸与		こんなときに	こんな施設などが	ページ
起業・創業	県内で起業を目指される方で、創業等に必要となるオフィスを借りたいとき		コラボしが21インキュベーション	18
	起業した事業（SOHO事業）の本格的な展開を図りたいとき		SOHOビジネスオフィス（米原・草津）	19
	大学との連携により新たな事業展開を図ろうとするとき		立命館大学BKCインキュベータ	19
	大学との連携により新たな研究開発や事業展開を図ろうとするとき		龍谷大学 龍谷エクステンションセンター（REC）	20
	県内の企業の方で、創業・新分野の進出および新技術開発を行おうとするとき		滋賀県立大学産学連携センター	20
新製品等開発	バイオ関連分野の創業および事業化を行おうとするとき		長浜市バイオインキュベーションセンター	21
	新製品の試作や製造にかかる技術の開発・改良を行う施設が必要などとき		滋賀県立テクノファクトリー	21
	独自技術の開発や新製品開発を行う研究スペースが必要などとき		レンタルラボ（工業技術総合センター）	22

他の企業等との連携・ネットワーク形成		こんなときに	こんなネットワークなどが	ページ
水環境	水環境ビジネスへの参入や新たな展開を検討しているとき		しが水環境ビジネス推進フォーラム	22
医療・健康	医療・健康分野への進出や医工連携による新事業創出にかかる支援や情報を得たいとき		しが医工連携ものづくりネットワーク	22
	“治療・介護から予防への転換”に寄与する新たな健康支援サービスの創出を目指すときに		しがウェルネスファーム	23
バイオ	バイオ関連情報の収集や関係機関等とのネットワークを構築したいとき		滋賀バイオ産業推進機構（SBO）	23
新事業創出	産学官連携による新事業創出にかかる支援や情報を得たいとき		しが新産業創造ネットワーク	24

マッチング（販路の拡大等）		こんなときに	こんなマッチング支援が	ページ
新技術等	新技術・新工法を大手企業に提案し、販路拡大を図ろうとするとき		近江技術てんびん棒事業	24
クリエイティブ	コンテンツやデザインを活用した新たな商品やサービスを作成したいとき、自社のコンテンツを他社に提案したいとき		クリエイティブビジネスマッチング会	24
環境	環境ビジネスにおける販路拡大および新規顧客開拓、情報収集等を行いたいとき		びわ湖環境ビジネスメッセ	25
海外環境	環境ビジネスにおけるアジア地域への販路拡大および新規顧客開拓、情報収集等を行いたいとき		海外環境見本市共同出展事業	25
商店街空き店舗	商店街等の空き店舗で開業したいとき、空き店舗物件を広く情報発信したいとき		商店街等空き店舗活用マッチング支援事業	26
工芸品	工芸品の魅力を広く情報発信したいとき		「伝統の技と美」滋賀の匠展開催事業	26
ものづくり	工業製品の製造・販売における事業機会（販路など）の拡大を検討しているとき		ちいさなものづくり企業等成長促進事業	27

情報提供		こんなときに	こんな情報提供が	ページ
施策情報	中小企業・小規模事業者に関する国や地方自治体、公的機関の支援情報・支援施策を知りたいとき		ミラサボ（中小企業・小規模事業者の未来をサポートするサイト）	28

事業等名	商工会、商工会議所による経営に関する相談、指導等	相談
▼こんなときに		
経営上の様々な課題について、身近なところで相談したいとき		
▼こんな支援が受けられます		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 商工会・商工会議所での窓口相談や各事業者への巡回訪問 (相談内容)金融、税務、労働、取引、経理その他あらゆる経営上の課題 ○ 記帳の指導 ○ 要望に応じて、専門家を直接現場に派遣し、専門的・実践的な指導アドバイスを実施 ○ 創業や経営革新など経営上の課題に対応する専門的な講習会や講演会の実施 ○ 経営難に直面している事業者に対し、商工調停士を中心とした専門スタッフの相談 		
問い合わせ先	最寄りの商工会・商工会議所(巻末の問い合わせ先一覧を参照) 滋賀県商工会連合会 TEL:077-511-1470 E-mail:info@shigasci.net 滋賀県商工会議所連合会 TEL:077-511-1460 E-mail:info@shigacci.com	

事業等名	中小企業団体中央会による支援	相談
▼こんなときに		
中小企業の組合や中小企業相互の連携について相談したいとき		
▼こんな支援が受けられます		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 組合の設立や組織運営に関する相談指導 ○ 組合等に対する巡回・相談指導や専門家派遣による指導 ○ 地場産地組合の活性化事業や小規模組合等の研修事業に対する助成 ○ 中小企業活性化施策や各種情報の提供 		
問い合わせ先	滋賀県中小企業団体中央会 TEL:077-511-1430 E-mail:info@chuokai-shiga.or.jp	

事業等名	滋賀県よろず支援拠点((公財)滋賀県産業支援プラザ)による支援	相談						
▼こんなときに								
経営上のあらゆる悩みを相談したいとき								
▼こんな支援が受けられます								
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「よろず支援拠点」は、国が全国に設置する経営相談所です。 ○ 中小企業・小規模事業者の売上拡大、経営改善など、経営上のあらゆる悩みの相談に対応します。 								
	<table border="1"> <tr> <td>総合的・先進的アドバイス</td> <td>他の支援機関では十分に解決できない経営相談にも応じます。課題を分析し、一定の解決策を提示し、フォローアップも実施します。</td> </tr> <tr> <td>チームの編成を通じた支援</td> <td>中小企業・小規模事業者の課題に応じた適切な支援チームの編成を支援します。</td> </tr> <tr> <td>ワンストップサービス</td> <td>支援機関等との接点が無く、相談先に悩む中小企業・小規模事業者の相談窓口として、広く相談に応じます。</td> </tr> </table>	総合的・先進的アドバイス	他の支援機関では十分に解決できない経営相談にも応じます。課題を分析し、一定の解決策を提示し、フォローアップも実施します。	チームの編成を通じた支援	中小企業・小規模事業者の課題に応じた適切な支援チームの編成を支援します。	ワンストップサービス	支援機関等との接点が無く、相談先に悩む中小企業・小規模事業者の相談窓口として、広く相談に応じます。	
総合的・先進的アドバイス	他の支援機関では十分に解決できない経営相談にも応じます。課題を分析し、一定の解決策を提示し、フォローアップも実施します。							
チームの編成を通じた支援	中小企業・小規模事業者の課題に応じた適切な支援チームの編成を支援します。							
ワンストップサービス	支援機関等との接点が無く、相談先に悩む中小企業・小規模事業者の相談窓口として、広く相談に応じます。							
問い合わせ先	滋賀県よろず支援拠点((公財)滋賀県産業支援プラザ内) TEL:077-511-1425 E-mail:yorozu@shigaplaza.or.jp							

事業等名	中小企業支援センター((公財)滋賀県産業支援プラザ)による支援	相談
▼こんなときに		
経営課題や事業計画についての相談や専門家のアドバイスが欲しいとき		
▼こんな支援が受けられます		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談員による事業上の課題解決や事業計画に対しての窓口相談 ○ 専門家(コンサルタント)による窓口相談 ○ 要望に応じて、現地へ専門家が出向いて課題解決のためのコンサルティングを実施 		
問い合わせ先	(公財)滋賀県産業支援プラザ 経営支援部 経営相談室 TEL:077-511-1413 E-mail:keiei@shigaplaza.or.jp	

事業等名	工業技術総合センター、東北部工業技術センターによる技術面での支援	相談
▼こんなときに		
技術的な問題や課題について相談したいとき		
▼こんな支援が受けられます		
技術相談	職員による技術支援(品質管理、製品開発など)、外部専門家の紹介等	
試験機器利用	センター保有の試験分析機器の利用	
研究開発支援	共同研究やプロジェクト研究による開発支援	
技術研修	専門家による技術講習会等の実施	
依頼試験分析	依頼により各種試験分析を実施	
技術情報の提供	情報誌やメールマガジンにより最新情報を提供	
		
問い合わせ先	滋賀県工業技術総合センター TEL:077-558-1500 E-mail:info@shiga-irc.go.jp 滋賀県東北部工業技術センター TEL:0749-62-1492 E-mail:neirc@shiga-irc.go.jp	

事業等名	(一社)滋賀県発明協会による支援	相談
▼こんなときに		
知的財産に関する問題や課題について相談したいとき		
▼こんな支援が受けられます		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 知的財産に関する相談や支援、関係する支援制度の案内を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特許、実用新案、意匠、商標等の概要や出願手続に関する説明 ・ 既に出願・登録されている特許等の検索方法の紹介 ・ 商品をブランド化して販路拡大につなげるためのアドバイス ・ 特許技術のシーズとニーズをつなぐ企業間マッチング支援 ほか ※ 工業技術総合センター別館(栗東市)相談窓口のほか、県内10か所の商工会・商工会議所等での出張相談会も実施します。 		
問い合わせ先	(一社)滋賀県発明協会 TEL:077-558-4040 E-mail:info@jiii-shiga.jp	

事業等名	中小企業人材育成促進事業	相談
▼こんなときに		
従業員の人材育成に関して相談したいとき		
▼こんな支援が受けられます		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 人材育成に関する相談 ○ 人材バンクに登録のある技能者などの専門人材の紹介 ○ 中小企業向けの研修会等の企画と実施 ○ 各種団体等で実施される研修会等の情報提供 		
問い合わせ先	滋賀県立高等技術専門校 E-mail:kogisen@pref.shiga.lg.jp 米原校舎(テクノレッジ米原) TEL:0749-52-5300 草津校舎(テクノレッジ草津) TEL:077-564-3296 「人材バンク」については米原校舎、「人材育成に関する相談・研修会等」については草津校舎へお問い合わせください。	

事業等名	貿易投資相談窓口	相談
▼こんなときに		
海外との貿易や海外への進出について相談したいとき		
▼こんな支援が受けられます		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 海外駐在経験の豊富なアドバイザーが常駐して、関係機関と連携をとりながら、県内企業からの相談に対応 <ul style="list-style-type: none"> ・相談形式: 電話、窓口、出張相談(電話で申し込み) ・相談例: 輸出入手続に関するアドバイス、海外工場の設立相談等 		
問い合わせ先	(公財)滋賀県産業支援プラザ 経営支援部 販路開拓課 TEL:077-521-6638 E-mail:keiei@shigaplaza.or.jp	

事業等名	台湾におけるビジネスサポートデスクの設置	相談
▼こんなときに		
台湾でビジネス展開等を検討したいとき		
▼こんな支援が受けられます		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 現地調査の実施 ○ 台湾企業との面談機会の調整、通訳等の業務 ○ 台湾事情等の情報提供 ○ 台湾における滋賀県企業等の情報の発信 ○ 企業・団体等の紹介とマッチング機会の提供 ※案件に応じて有料対応		
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 商工政策課 TEL:077-528-3712 E-mail:fa0002@pref.shiga.lg.jp	

事業等名	海外展開技術支援事業	相談
▼こんなときに		
製品の海外展開時に必要となる国際規格や評価試験について相談したいとき		
▼こんな支援が受けられます		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際規格に関する相談について専門相談員による案内を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・製品を国外へ輸出する際に必要な規格への対応 ・適合性評価試験の案内など 		
問い合わせ先	滋賀県工業技術総合センター TEL:077-558-1500 E-mail:info@shiga-irc.go.jp	

事業等名	省エネ診断にかかる専門家派遣	相談
▼こんなときに		
計画的な節電や省エネ、ピーク対策により経営の向上を図りたいとき		
▼こんな支援が受けられます		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 専門家が事業所を訪問してエネルギー利用状況の調査を実施 ○ 調査結果に基づき省エネ・電気需要の平準化に関し、運用による改善、自己投資による改善について、それぞれ助言・提案を行い、経営改善・コスト削減・CO₂削減に役立てることが可能 <p>※診断無料、派遣回数は事業規模により異なる</p>		
対象となる方について、次の条件がありますのでご注意ください。		
前年度のエネルギー使用量(原油換算値)が1,500kℓ未満の中小企業者		
問い合わせ先	(公財)滋賀県産業支援プラザ 経営支援部 販路開拓課 TEL:077-511-1413 E-mail:keiei@shigaplaza.or.jp	

事業等名	建設産業適正化推進事業	相談
▼こんなときに		
建設業法等の適用や、建設業取引に関する相談をしたいとき		
▼こんな支援が受けられます		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 専任の嘱託職員が、県内建設業者の方などを対象に、元請・下請間の紛争や建設工事の請負契約に関する相談などに無料で対応 <p>※相談内容など、秘密として取り扱いますので、安心してご相談ください。 ※取引あっせん、経営、技術、金融、労働、交通事故等、一般の法律相談に関する相談は対象外</p>		
対象となる方について、次の条件がありますのでご注意ください。		
県内の建設業者や発注者等		
問い合わせ先	滋賀県 土木交通部 監理課 TEL:077-528-4128 E-mail:ha00@pref.shiga.lg.jp	

事業等名	滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点による支援	相談								
▼こんなときに										
企業の経営革新に資する高度な専門性を持つプロフェッショナル人材の採用について相談したいとき										
▼こんな支援が受けられます										
<ul style="list-style-type: none"> ○ 拠点のスタッフが企業を訪問し、新事業や新販路の開拓など、経営革新に必要な人材のコンサルティングを実施します。 										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #c8e6c9;">人材タイプ例</th> <th style="background-color: #c8e6c9;">「経営革新」に対する貢献領域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">経営人材・経営サポート人材</td> <td style="background-color: #fff9c4;">経営者を支える右腕として企業マネジメントに携わる人材(将来の経営幹部候補も含む)。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">新事業立ち上げ・販路開拓人材</td> <td style="background-color: #fff9c4;">新規事業や海外現地事業の立ち上げなど、企業にとって新たな事業分野や販路を開拓し、売上増加等の効果を生み出す人材。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">生産性向上人材</td> <td style="background-color: #fff9c4;">開発や生産等の現場で新たな価値(新たな製品開発、生産工程の見直し等)を生み出すことのできる人材。</td> </tr> </tbody> </table>			人材タイプ例	「経営革新」に対する貢献領域	経営人材・経営サポート人材	経営者を支える右腕として企業マネジメントに携わる人材(将来の経営幹部候補も含む)。	新事業立ち上げ・販路開拓人材	新規事業や海外現地事業の立ち上げなど、企業にとって新たな事業分野や販路を開拓し、売上増加等の効果を生み出す人材。	生産性向上人材	開発や生産等の現場で新たな価値(新たな製品開発、生産工程の見直し等)を生み出すことのできる人材。
人材タイプ例	「経営革新」に対する貢献領域									
経営人材・経営サポート人材	経営者を支える右腕として企業マネジメントに携わる人材(将来の経営幹部候補も含む)。									
新事業立ち上げ・販路開拓人材	新規事業や海外現地事業の立ち上げなど、企業にとって新たな事業分野や販路を開拓し、売上増加等の効果を生み出す人材。									
生産性向上人材	開発や生産等の現場で新たな価値(新たな製品開発、生産工程の見直し等)を生み出すことのできる人材。									
問い合わせ先	滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点 (滋賀県商工観光労働部商工政策課) TEL:077-527-1030 E-mail:fa00@pref.shiga.lg.jp TEL:077-528-3711 (商工政策課総務係)									

※補助金・助成金にはそれぞれ募集時期がありますので、ご注意ください。

事業等名	創業・第二創業促進補助金		補助金・助成金
▼こんなときに			
新たに起業するときや、事業継承を契機に第二創業として新分野に挑戦するとき			
▼こんな支援が受けられます			
	対象事業	補助率	補助限度額
創業	新たな需要を創造する新商品・サービスを提供する創業者に対する補助	補助対象経費の 2/3以内	200万円
第二創業	事業継承を契機に既存事業を廃業し、新分野に挑戦する等の第二創業者に対する補助		1,000万円
問い合わせ先	創業・第二創業促進補助金事務局 TEL:03-5550-1311 (公財)滋賀県産業支援プラザ TEL:077-511-1412		

事業等名	にぎわいのまちづくり総合支援事業補助金(にぎわい創出推進事業)		補助金・助成金
▼こんなときに			
商店街の再生やにぎわいの創出を図ろうとするとき			
▼こんな支援が受けられます			
	対象事業	補助率	補助限度額
	空き店舗を活用したチャレンジショップやコミュニティ施設運営、商店街の魅力を高めるイベントなどのソフト事業	補助対象経費の 1/2以内	150万円以内
対象となる方について、次の条件がありますのでご注意ください。			
商工会、商工会議所、商店街振興組合、事業協同組合、任意商店街等			
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 TEL:077-528-3731 E-mail:fb00@pref.shiga.lg.jp		

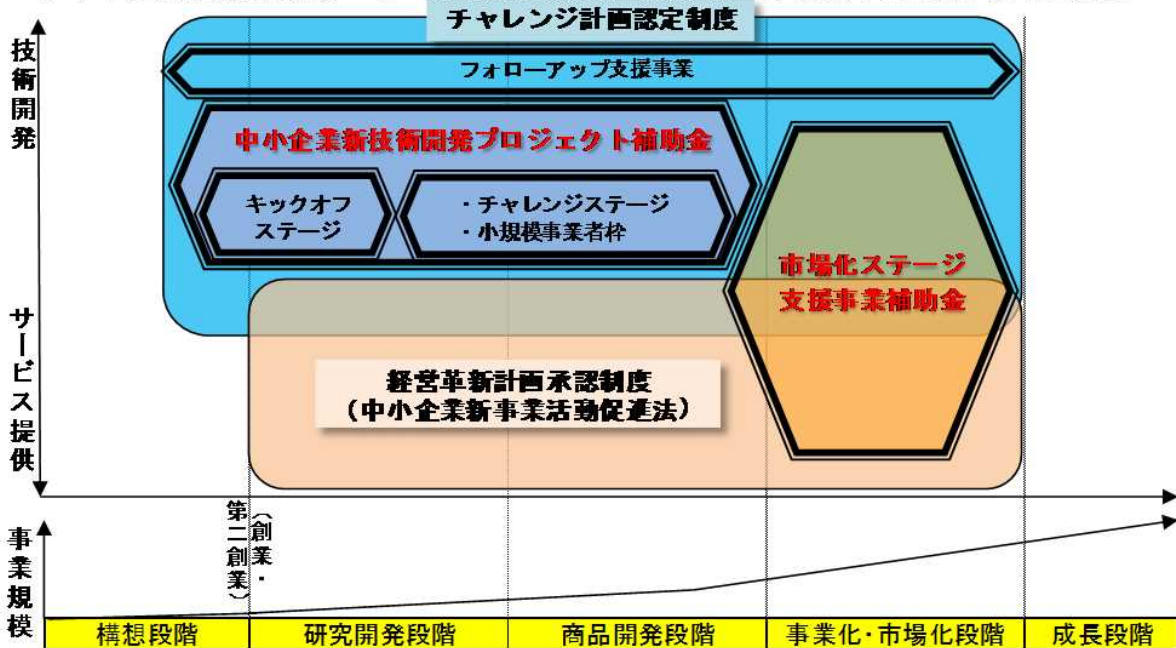
事業等名	「Made in SHIGA」企業立地助成金		補助金・助成金
▼こんなときに			
本社、マザー工場、研究開発施設の新増設をしようとするとき			
▼こんな支援が受けられます			
	対象分野	助成要件	助成率 助成限度額
	①環境・医療・自動車・航空宇宙・電子部品・先端素材・ロボット産業	本社、マザー工場、研究開発施設の新増設(用地取得費を除く投下固定資産額が新設2億円以上、増設1億円以上)	投下固定資産額の5%以内(重点地域等は10%以内) 1億円(重点地域等は1億5千万円)
	②企業立地促進法による基本計画において指定集積業種に該当するもの(原則製造業に限る)	県内常用雇用者の増加数2人以上(うち新卒1人以上などの要件あり)	
		増設の場合は、延床面積500㎡以上の建物を新設(本社、生産施設または研究施設に限る)	
※上記の要件は中小企業の場合です。他に操業開始から10年以上操業継続することなどの要件があります。			
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 企業誘致推進室 TEL:077-528-3792 E-mail:fd00050@pref.shiga.lg.jp		

※補助金・助成金にはそれぞれ募集時期がありますので、ご注意ください。

事業等名	中小企業新技術開発プロジェクト補助金		補助金・助成金
▼こんなときに			
新製品や新技術に関する調査研究や実験、試作を行おうとするとき			
▼こんな支援が受けられます			
	対象事業	補助率	補助限度額
	キックオフステージ	単独研究型: 1/2 共同研究型: 2/3	100万円以内
	チャレンジステージ※		100万円超～ 2,000万円以内 小規模事業者枠は 100万円超～ 300万以内
※チャレンジステージへの応募には「チャレンジ計画の認定」(16P)が必要です。			
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 モノづくり振興課 TEL: 077-528-3791 E-mail: fd00@pref.shiga.lg.jp		

事業等名	市場化ステージ支援事業補助金		補助金・助成金
▼こんなときに			
新商品・サービスについて試作や販路開拓などを行おうとするとき			
▼こんな支援が受けられます			
	対象事業	補助率	補助限度額
	新商品・サービスの商品化のための試作、改良、実験、品質検査、デザイン等の改善、求評(モニタリングなど)	補助対象経費の 1/2以内	50万円以上 300万円以内
	販路開拓のための展示会への参加、調査、広告宣伝等		
※知事による「経営革新計画の承認」(16P)、「チャレンジ計画の認定」(16P)を受けていることが条件です。			
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 TEL: 077-528-3733 E-mail: fb00@pref.shiga.lg.jp		

【「中小企業新技術開発プロジェクト補助金」と「市場化ステージ支援事業補助金」との関係】



企業・事業の成長段階

事業等名	しが新事業応援ファンド助成金		補助金・助成金
▼こんなときに			
地域資源を活用した新たな商品・サービスの開発を図ろうとするとき			
▼こんな支援が受けられます			
	対象事業	助成率	助成限度額
地域資源(農林水産物、鉱工業品、観光資源)を活用した新たな商品・サービスの開発	開発(調査研究など企画検討、研究開発や試作開発)	原則1/2 (県が指定する地域産業資源で、審査会が認めるものは2/3)	300万円/年
	上記により開発された商品の販路開拓(展示会への出展やホームページ・チラシの作成など)		200万円 ※1年間助成
※募集時期は、1月と7月の2回です。			
問い合わせ先	(公財)滋賀県産業支援プラザ 経営支援部 創業支援課 TEL:077-511-1412 E-mail:in@shigaplaza.or.jp		

事業等名	ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金		補助金・助成金
▼こんなときに			
革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行おうとするとき			
▼こんな支援が受けられます			
○ 国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、認定支援機関と連携して、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う中小企業を支援します。			
	対象事業	補助率	補助限度額
革新的サービス	革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3年～5年計画で、「付加価値額」年率3%および「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること	補助対象経費の2/3以内	一般型 1,000万円 小規模型 500万円 高度生産性向上型 3,000万円
ものづくり技術	特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させる計画であること		
※高度生産性向上型については「IoT等を用いた設備投資」が必要です。 ※認定支援機関による事業計画の実効性等の確認が必要です。			
問い合わせ先	滋賀県中小企業団体中央会 ものづくり支援室 TEL:077-510-0890 E-mail:mono@chuokai-shiga.or.jp		

事業等名	森の資源研究開発事業補助金		補助金・助成金
▼こんなときに			
森林資源(木材・木質バイオマス等)を利用した製品の研究開発や事業可能性調査を行おうとするとき			
▼こんな支援が受けられます			
	対象事業	補助率	補助限度額
重点課題テーマ(木材乾燥、木材加工、木質バイオマス)に関する製品開発・技術開発・調査研究	その他の森林資源に関する調査研究	補助対象経費の1/2以内	・単年度の研究:500万円 ・複数年度にわたる研究(最長3年間):合計額で750万円
			50万円
※募集時期:4月～5月に公募			
問い合わせ先	滋賀県 琵琶湖環境部 森林政策課 県産材流通推進室 TEL:077-528-3915 E-mail:dj0003@pref.shiga.lg.jp		

事業等名	異分野・異業種連携イノベーション創出支援事業補助金			補助金・助成金
▼こんなときに				
異分野・異業種連携による新たな「イノベーション」の創出に取り組むとき				
▼こんな支援が受けられます				
	対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
	異分野・異業種連携によるイノベーション創出の取組 (テーマ) ①水・エネルギー・環境 ②医療・健康・福祉 ③高度モノづくり ④ふるさと魅力向上 ⑤商い・おもてなし	異分野・異業種連携による新たな技術・商品・サービス等に関する研究・試作開発、実証実験、販路開拓等の取組に対して補助	補助対象経費の2/3以内	100万円以上 1,000万円以内
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 商工政策課 TEL:077-528-3712 E-mail:fa0002@pref.shiga.lg.jp			

事業等名	小規模事業者持続化補助金			補助金・助成金
▼こんなときに				
小規模事業者が、経営計画に基づき販路開拓に取り組もうとするとき				
▼こんな支援が受けられます				
○ 小規模事業者が、商工会・商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って販路開拓に取り組む費用の2/3を補助します。				
	対象事業	補助率	補助限度額	
	経営計画に基づき実施する販路拡大等のための事業 【対象となる取組みの一例】 ・広告宣伝 ・集客力を高めるための店舗改装 ・商談会、展示会への出展 ・商品パッケージや包装紙、ラッピングの変更	補助対象経費の2/3以内	原則50万円 (海外展開、雇用増加、買い物弱者対策の場合100万円) (複数の事業者が連携した共同事業の場合500万円)	
※商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む事業であることが必要となります。				
問い合わせ先	最寄りの商工会・商工会議所(巻末の問い合わせ先一覧を参照) 滋賀県商工会連合会 TEL:077-511-1470 E-mail:info@shigasci.net 滋賀県商工会議所連合会 TEL:077-511-1460 E-mail:info@shigacci.com			

事業等名	企業提案型人材力育成確保事業 (滋賀発の産業・雇用創造推進プロジェクト)			補助金・助成金
▼こんなときに				
新規事業展開や販路拡大を行おうとするとき				
▼こんな支援が受けられます				
	対象事業		補助率	補助限度額
	高度専門人材確保支援	高度専門人材の雇用に係る人件費	補助対象経費の10/10	200万円以内
	新規事業展開トライアル支援	雇用創出効果の高い新事業展開に向けた試作開発・販路拡大に係る経費		50万円以内
※「高度モノづくり・環境」分野または「食料品」分野における指定対象業種に該当することが条件です。 また、事業の実施により、1名以上の雇用を創出する必要があります。				
問い合わせ先	(公財)滋賀県産業支援プラザ 産業・雇用創造推進センター TEL:077-511-1424 E-mail:sksc@shigaplaza.or.jp			

※補助金・助成金にはそれぞれ募集時期がありますので、ご注意ください。

事業等名	海外販路開拓支援補助金		補助金・助成金
▼こんなときに			
海外で開催される見本市・商談会等への出展や、海外での市場調査等を行おうとするとき			
▼こんな支援が受けられます			
	補助対象内容	補助率	補助限度額
見本市等出展に係る経費	出展経費(出展料、装飾・工事費、備品レンタル料、パネル等製作費)	補助対象経費の1/2以内	30万円以内 (1事業者あたり限度額30万円)
	輸送等経費(出品物の梱包費、輸送費)		
	広告宣伝経費(パンフレット等作成費)		
	通訳等経費(通訳費、翻訳費)		
市場調査等に係る経費	調査委託費	補助対象経費の1/2以内	30万円以内 (1事業者あたり限度額30万円)
	専門家謝金		
	通訳等経費(通訳費、翻訳費)		
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 商工政策課 TEL:077-528-3712 E-mail:fa0002@pref.shiga.lg.jp		

事業等名	水環境ビジネス海外展開事業化モデル事業補助金		補助金・助成金
▼こんなときに			
水環境ビジネス分野で、F/S(実現可能性調査)や実証実験を海外で実施したいとき			
▼こんな支援が受けられます			
	対象事業	補助率	補助限度額
	企業・研究機関等がチームを組んで海外で実施する、現地の水環境を改善するためのF/S(実現可能性調査)や実証実験	補助対象経費の1/2以内	1件あたり上限1,000万円
※対象経費等の詳細については、下記へお問い合わせください。			
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 商工政策課 TEL:077-528-3712 E-mail:fa0002@pref.shiga.lg.jp		

事業等名	海外ビジネス戦略推進支援事業		補助金・助成金
▼こんなときに			
海外展開に向けた戦略を策定するとともに、販路開拓を行いたいとき			
▼こんな支援が受けられます			
	対象事業	補助率	補助限度額
	専門家アドバイスのもと、以下の海外展開の初期段階での支援を実施。 ・国内での海外展開事業計画策定【必須】 ・海外での現地調査【任意選択】 ・外国語ウェブサイト構築【任意選択】	補助対象経費の2/3以内	1件あたり上限140万円
※対象経費等の詳細については、下記へお問い合わせください。			
問い合わせ先	独立行政法人中小企業基盤整備機構 近畿本部 販路開拓部 国際化支援課 TEL:06-6264-8624		

事業等名	民間事業者省エネ・ピーク対策設備導入加速化事業補助金		補助金・助成金
▼こんなときに			
事業所において省エネやピーク対策につながる設備整備を実施するとき			
▼こんな支援が受けられます			
対象事業		補助率	補助限度額
省エネ枠	10%以上のCO2削減が見込まれる設備の改修	補助対象経費の1/3以内	1件あたり100万円
ピーク対策枠	電気需要平準化時間帯の電気使用量の削減が事業所全体で5%以上見込まれる設備の新設または改修		
※ 省エネ診断については「省エネ診断にかかる専門家派遣(6P)」の制度を活用することができます。 ※ 補助対象外となる事業(県の対応する制度融資を受ける場合等)があります。 ※ 滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例第22条に基づく事業者行動計画の提出が必要です。			
問い合わせ先	滋賀県 県民生活部 エネルギー政策課 TEL:077-528-3091 E-mail:ene@pref.shiga.lg.jp		

事業等名	民間事業者分散型エネルギーシステム導入加速化事業補助金		補助金・助成金
▼こんなときに			
事業所において再生可能エネルギー等の設備を導入するとき			
▼こんな支援が受けられます			
対象事業		補助率	補助限度額
事業所における再生可能エネルギー等の設備導入(補助対象経費が60万円以上の事業) ・太陽光、風力、小水力、バイオマスの発電設備 ・太陽熱、バイオマス、地中熱等の熱利用設備 ・バイオマス燃料製造設備 ・ガスコージェネレーション、燃料電池		補助対象経費の1/3以内	1件あたり100万円または200万円※(10kW未満の太陽光発電設備については、1kWあたり10万円)
※補助限度額は設備ごとに設定しています。詳細は下記へお問い合わせください。 ※補助対象外となる事業(県の対応する制度融資を受ける場合等)があります。 ※発電設備は発生電力を自家消費するものに限ります。売電目的の場合は、中小企業振興資金(14P)をご利用ください。			
問い合わせ先	滋賀県 県民生活部 エネルギー政策課 TEL:077-528-3091 E-mail:ene@pref.shiga.lg.jp		

事業等名	産業廃棄物減量化支援事業費補助金		補助金・助成金
▼こんなときに			
産業廃棄物の減量化、資源化を図ろうとするとき			
▼こんな支援が受けられます			
対象事業		補助率	補助限度額
産業廃棄物の発生抑制・資源化に関する研究開発や、産業廃棄物を使った製品の研究開発		補助対象経費の1/2以内	100万円以上 500万円以内
県内の産業廃棄物排出事業者が、自社排出の産業廃棄物の発生抑制や資源化のための施設を整備		補助対象経費の1/3以内	50万円以上 1,000万円以内
※必要な手続等がありますので、事前に下記へ詳細を問い合わせください。			
問い合わせ先	滋賀県 琵琶湖環境部 循環社会推進課 TEL:077-528-3472 E-mail:df00@pref.shiga.lg.jp		

※補助金・助成金にはそれぞれ募集時期がありますので、ご注意ください。

事業等名		滋賀県クリエイティブ産業振興支援事業補助金		補助金・助成金
▼こんなときに				
クリエイター等が県内において事業所を新設、増設、移転するとき、全国的な規模の展示会等に出展するとき				
▼こんな支援が受けられます				
事業名	対象事業	補助率	補助限度額	
事業所 開設支 援事業	クリエイティブ産業に携わる企業およびクリエイターが、 ①県内において事業所を新設、または増設(単に制作機器等を購入し増設する場合は除く)する事業 ②県内へ事業所を移転する事業(従業員の新たな雇用を伴うものもしくは事業所の床面積を増加させるものに限る)	補助対象経費の 1/2以内	50万円	
展示会 出展支 援事業	クリエイティブ産業に携わる企業およびクリエイターが、コンテンツ等(県内で創作されたものに限る)の販路を拡大するため、全国的な規模(海外で開催されるものを含む)の展示会等に出展する事業		15万円	
※募集時期や必要な手続等、詳細については事前に下記へ問い合わせください。				
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 商工政策課 TEL:077-528-3715 E-mail:fa00@pref.shiga.lg.jp			

事業等名		滋賀県クリエイティブ産業活用モデル創出補助金		補助金・助成金
▼こんなときに				
クリエイターと製造業者との連携により、コンテンツやデザインを活用した新たな商品やサービスを作成したいとき				
▼こんな支援が受けられます				
対象事業	補助対象者	補助率	補助限度額	
クリエイターと製造業者との連携により、コンテンツやデザインを活用した新たな商品やサービスを制作する事業	①県内に本社または事業所を有するクリエイティブ産業に携わる企業および県内に在住するクリエイター ②県内に本社または事業所を有する製造業者 その他、対象業種等の条件があります。詳細は下記に問い合わせください。	補助対象経費の 1/2以内	100万円	
※募集時期や必要な手続等、詳細については事前に下記へ問い合わせください。				
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 商工政策課 TEL:077-528-3715 E-mail:fa00@pref.shiga.lg.jp			

▼こんなときに

経営基盤の強化や事業の発展のために資金が必要なとき

▼こんな支援が受けられます

○ 一般的な事業資金が必要なとき

資金名	主な対象者、用途など	融資利率	融資期間	融資限度額
経営支援資金(一般枠)	汎用的な事業資金	1.50%	設備7年 運転5年	設備3,000万円 運転2,000万円
経営支援資金 (小規模企業者枠)	従業員20人(商業・サービス業は5人、 ただしサービス業のうち宿泊業、娯楽 業は20人)以下の小規模企業者向け の汎用的な事業資金	1.45%		1,500万円
経営支援資金 (小規模企業者特別枠)		1.25%		500万円

○ 1年以内の短期の事業資金が必要なとき、手形等を現金化したいとき

短期事業資金(通常枠)	仕入れ、代金決済等に必要の運転資金	2.20%	1年	1,500万円
短期事業資金 (手形・電子記録債権割引枠)	下請代金として受け取った手形等の割引 資金(受注企業として滋賀県産業支援 プラザへの登録が必要)		割引期間 150日以内	

○ 売上の減少など経営状況が厳しいとき、借換により返済負担を軽減したいとき

セーフティネット資金 (新規枠)	セーフティネット保証が利用できる方 ・不況業種を営み売上等が減少している 方	1.00%	設備10年 運転7年 (不況業種のみ10年)	8,000万円
セーフティネット資金 (借換枠)	取引先企業が倒産等した方 等 ※借換枠は保証付き融資を借り換える 場合に利用できます(増額も可)	1.50%	借換7年 (不況業種のみ10年)	2億円
緊急経済対策資金 (新規枠)	売上、利益等が減少している方 ※借換枠は保証付き融資を借り換える 場合に利用できます(増額も可)	1.25%	設備7年 運転7年	5,000万円
緊急経済対策資金 (借換枠)		1.50%	借換10年	8,000万円

○ 新分野への進出や多角化、海外への事業展開、成長分野での事業拡大を図るとき、節電など特定の経営課題に取り組むとき、または空き家・空き店舗の再生に取り組むとき

政策推進資金 (新事業促進枠)	経営革新計画等の実施や事業の多角 化、海外展開、事業承継等を行う方	1.25%	設備10年 運転10年	1億円 (県の認定を受けた計画を実施する場 合は2億円)
政策推進資金 (成長産業育成枠)	成長産業分野の事業を行っている方 で、事業を拡大する方	1.25%	設備10年 運転5年	1億円
政策推進資金 (省エネ・再生可能エネルギー枠)	省エネ設備、太陽光発電、蓄電池、自 家発電設備等を導入する方	1.00%	設備10年	1,000万円 (蓄電池、自家発電設備は8,000万円)
政策推進資金 (空き家・空き店舗再生 枠)	新たに空き家・空き店舗を改修し、事 業を行うために必要な資金	1.25%	設備10年 運転5年	2,500万円

○ 開業のための資金、開業後5年未満の方が事業資金を必要とするとき

開業資金 (創業枠、創業サポート 枠、女性創業枠)	新たに事業を開始しようとする方 (開業後5年未満まで利用可能) ※所要資金の20%以上の自己資金が 必要	1.25%	7年	2,500万円 (認定特定創業支援事業の支援を 受けた方は、3,000万円) (女性創業枠の場合は1,000万円)
---------------------------------	---	-------	----	--

- ・融資利率の他に、別途信用保証料(年0~1.9%)が必要となります。
- ・融資利率等の条件は、平成28年4月1日現在のものです。今後、融資利率等を変更することがあります。
- ・融資対象者であっても、金融機関や保証協会の審査により、ご希望に添えない場合があります。

問い合わせ先

滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課

TEL:077-528-3732 E-mail:fb00@pref.shiga.lg.jp

事業等名	小規模事業者経営改善資金(マル経資金)			融資
▼こんなときに				
小規模事業者の方が、経営改善に必要な資金が必要なとき				
▼こんな支援が受けられます				
	融資対象	融資利率	融資期間	融資限度額
	常時使用する従業員が20人(商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)は5人)以下の法人・個人事業主の方	1.15%	設備10年 運転7年	2,000万円
<ul style="list-style-type: none"> ・担保・保証人 不要です。(保証協会の保証も不要です。) ・融資利率等の条件は、平成28年4月1日現在のものです。今後、融資利率等を変更することがあります。 ・融資対象者であっても、金融機関の審査により、ご希望に添えない場合があります。 				
問い合わせ先	日本政策金融公庫 大津支店 国民生活事業 TEL:077-524-1656 彦根支店 国民生活事業 TEL:0749-24-0201 最寄りの商工会・商工会議所(巻末の問い合わせ先一覧を参照)			

事業等名	滋賀県産業立地促進資金				融資
▼こんなときに					
工場・研究所の新設または増設のための資金が必要なとき					
▼こんな支援が受けられます					
	融資対象	対象経費	融資利率	融資期間	融資限度額
	次の区域内における新たな1,000㎡以上の土地を取得(賃借を含む) 工場: 認定産業団地 研究所: 県内全域	設備資金(土地取得も含む)	1.25%	10年以内(うち据置期間2年以内)	2億円(土地取得費1億円)ただし対象経費60%以内
<ul style="list-style-type: none"> ・融資利率の他に、別途信用保証料(年0.45~1.9%)が必要となる場合があります。 ・融資利率等の条件は、平成28年4月1日現在のものです。今後、融資利率等を変更することがあります。 ・融資対象者であっても、金融機関や保証協会の審査により、ご希望に添えない場合があります。 					
対象となる方について、次の条件がありますのでご注意ください。					
中小企業者および協同組合 ○業種: 製造業(日本標準産業分類中分類09~32)					
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 企業誘致推進室 TEL:077-528-3792 E-mail:fd00050@pref.shiga.lg.jp				

※認定・登録には、募集時期があるものがありますので、ご注意ください。

事業等名	滋賀県新商品等パイオニア認定制度		経営・商品・サービス等の「認定・登録」
▼こんなときに			
開発した新商品等について、認定を受けたいとき			
▼認定を受けることで、こんな支援が受けられます			
認定の要件	次のいずれも適合する商品等 ①新規性を有するもの ②技術の高度化等が認められるもの ③県での使用が見込まれるもの		
認定の効果	①県で商品等を購入するなど、通常の入札制度によらない随意契約による契約が可能 ②県が予算措置し、商品のトライアル(お試し)購入等を行う制度の対象となる ③県ホームページでの公表等によるPR ※①、②については、購入等を約束するものではありません。		
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 TEL:077-528-3733 E-mail:fb00@pref.shiga.lg.jp		

事業等名	滋賀の感性を伝える「ココクール」事業	経営・商品・サービス等の 「認定・登録」
▼こんなときに		
滋賀らしい魅力をもつ商品やサービスとして選定を受けたいとき		
▼選定を受けることで、こんな支援が受けられます		
○ 滋賀らしい魅力をもつ商品やサービス(ココクール マザーレイク・セレクション)として選定された商品等については、専用ホームページや雑誌広告などで広報を行います。		
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 商工政策課 TEL:077-528-3715 E-mail:fa00@pref.shiga.lg.jp	

事業等名	滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画の認定	経営・商品・サービス等の 「認定・登録」
▼こんなときに		
新製品・新技術の研究開発やその成果の事業化のための事業計画について認定を受けたいとき		
▼認定を受けることで、こんな支援が受けられます		
○ 新製品・新技術の研究開発やその事業化への取組を記載された「チャレンジ計画」の認定を受けると、次のような支援策があります。		
主な支援策	①滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金[研究開発] ②滋賀県市場化ステージ支援事業補助金[販路開拓] ③滋賀県の政策推進資金(新事業促進枠)[制度融資]	
※計画の認定は、支援措置を保証するものではありません。別途、実施機関の審査があります。		
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 モノづくり振興課 TEL:077-528-3791 E-mail:fd00@pref.shiga.lg.jp	

事業等名	経営革新計画の承認	経営・商品・サービス等の 「認定・登録」
▼こんなときに		
新商品の開発や生産・新サービスの開発や提供等の事業計画について承認を受けたいとき		
▼承認を受けることで、こんな支援が受けられます		
○ 新しい商品の開発やその生産等の方式の計画について、「経営革新計画」の承認を受けると、次のような支援策があります。		
主な支援策	①信用保証の特例 ②政府系金融機関による低利融資制度 ③滋賀県の政策推進資金(新事業促進枠) ④特許関係料金減免制度 など	
※計画の承認は、支援措置を保証するものではありません。別途、実施機関の審査があります。 詳細は中小企業庁HP「今すぐやる経営革新」で検索		
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 TEL:077-528-3733 E-mail:fb00@pref.shiga.lg.jp	

事業等名	滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度	経営・商品・サービス等の 「認定・登録」
▼こんなときに		
自社のワーク・ライフ・バランスの取組をPRしたいとき		
▼登録をすることで、こんな支援が受けられます		
登録の要件	次世代育成支援対策推進法に定める一般事業主行動計画を策定し、労働局へ届け出ていること	
登録の効果	①県ホームページでの公表等によるPR ②滋賀県の建設工事入札参加資格審査における加点 ③滋賀県の実施するプロポーザル審査における加点	
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 労働雇用政策課 TEL:077-528-3751 E-mail:fe00@pref.shiga.lg.jp	

事業等名	事業継続計画(BCP)の策定の支援	研修会・講習会
▼こんなときに		
自然災害、大火災、感染症等の発生時に、事業の継続や早期復旧を可能とするための計画を立てたいとき		
▼こんな支援が受けられます		
研修会	○【中小企業事業継続計画(BCP)策定運用の手引き】(滋賀県版)を活用したBCPの策定に関する研修会の開催 ※BCP策定時のポイントの解説など、具体的な事例を交えた専門家の講演を聞けます。	
相談会	○専門家による個別相談会の開催 ※BCPを策定、運用する上での課題等について、専門家に相談できます。	
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 TEL:077-528-3731 E-mail:fb00@pref.shiga.lg.jp	

事業等名	魅力あるお店創出支援事業	研修会・講習会
▼こんなときに		
自らの想いを実現するお店を開きたいとき		
▼こんな支援が受けられます		
創業支援セミナー	想いを開業に繋げるコンセプト作りなどを内容とする座学講義、現場研修を経て、開業プランを作成	
修了者のフォローアップ事業	セミナー受講修了者同士が相互に情報交換等をできる場や相談できる機会の提供	
魅力あるお店創出モデル支援	創業支援セミナー受講修了者のうち、具体的に開業を検討している方の中から専門家等による意見を踏まえて1名を採択し、個店開業者に対して家賃助成を行う。 家賃の1/2(限度額:50,000円/月)×最長6カ月	
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 TEL:077-528-3731 E-mail:fb00@pref.shiga.lg.jp	



事業等名	技能向上セミナー	研修会・講習会
▼こんなときに		
事業主の方が、従業員に技能向上のための研修を受講させたいとき		
▼こんな支援が受けられます		
技能の向上のための研修の実施	機械系	普通旋盤加工技術、フライス盤加工技術、機械CADなど
	溶接系	アーク溶接特別教育、TIG溶接の基礎、産業用ロボット特別教育など
	電気・電子系	第二種電気工事士受験準備、電気主任技術者のための知識など
	建築系	建築CAD、建築測量、早描き建築室内パースなど
	制御系	有接点リレーシーケンス制御、PLC制御、油圧・空気圧制御など
	塗装系	スプレー塗装
期間等	2日～4日間のセミナーを年間を通して実施	
問い合わせ先	滋賀県立高等技術専門校 E-mail:kogisen@pref.shiga.lg.jp 米原校舎(テクノレッヅ米原) TEL:0749-52-5300 草津校舎(テクノレッヅ草津) TEL:077-564-3296	

※研修会・講習会の実施時期については、お問い合わせください。

事業等名	滋賀ものづくり経営改善インストラクター養成スクール	研修会・講習会
▼こんなときに		
社内のものでづくりの流れをスムーズに変えていける人材を育成したいとき		
▼こんな支援が受けられます		
講座内容	東京大学、立命館大学と滋賀ものづくり経営改善センターで構築したカリキュラムで、ものづくりの基礎から改善活動を行う上で必要な具体的手法を学べます。自社などで実際に活用できるよう、座学で学んだ知識を活かす現場実習を経験できます。	
期間等	詳細は平成28年7月頃に決定します。平成28年9月ごろから23回、受講料:25万円(税抜)、会場:立命館大学BKC(予定)	
問い合わせ先	(公財)滋賀県産業支援プラザ 滋賀ものづくり経営改善センター TEL:077-511-1423 E-mail:mmic@shigaplaza.or.jp	

事業等名	滋賀ものづくり経営改善インストラクター派遣事業	研修会・講習会
▼こんなときに		
社内にカイゼン等の導入を図りたいとき		
▼こんな支援が受けられます		
<ul style="list-style-type: none"> ○ インストラクター2名を5回派遣し、社内でカイゼン等の取り組みを支援します。 ○ 現場社員と一緒に改善提案を作成します。 ○ 企業負担金は10万円(税抜) 		
問い合わせ先	(公財)滋賀県産業支援プラザ 滋賀ものづくり経営改善センター TEL:077-511-1423 E-mail:mmic@shigaplaza.or.jp	

※入居については、募集時期があるものがありますので、お問い合わせください。




事業等名	コラボしが21インキュベーション	オフィスなどの 施設の貸与	
▼こんなときに			
県内で起業を目指される方で、創業等に必要となるオフィスを借りたいとき			
▼こんな支援が受けられます(施設の概要)			
創業準備オフィス	所在地	大津市打出浜2-1(コラボしが21内4階)	 
	室数	10室	
	入居期間	6か月以内	
創業オフィス	支援助内	自らのビジネスアイデアを営業活動やミーティングを通じてブラッシュアップ	
	所在地	大津市打出浜2-1(コラボしが21内4階)	
	室数	13室	
	入居期間	3年以内	
	支援助内	事業戦略、財務、知財戦略などについて、産業支援プラザが全面的に支援	
問い合わせ先	(公財)滋賀県産業支援プラザ 経営支援部 創業支援課 TEL:077-511-1412 E-mail:in@shigaplaza.or.jp		

事業等名	SOHOビジネスオフィス(米原・草津)	オフィスなどの 施設の貸与
-------------	----------------------------	------------------

▼こんなときに

起業した事業(SOHO事業:自宅や小規模な事業所で行うITを活用した事業)の本格的な展開を図りたいとき

▼こんな支援が受けられます(施設の概要)

米原オフィス	所在地	米原市下多良2-137 (文化産業交流会館4階)	
	室数	10室	
	入居期間	3年以内	
草津オフィス	所在地	草津市大路1-1-1 (エルティ932(くさつ)4階)	
	室数	20室	
	入居期間	3年以内	
支援メニュー (共通)		<ul style="list-style-type: none"> ○24時間利用可能 ○インキュベーションマネージャーの常駐 ○創業相談、事業活動サポート ○ビジネスカフェあきんどひろばセミナー ○ビジネスマッチングの促進 ○SOHO事業者間交流 ○専門家の紹介、派遣 ○ビジネスプラン作成支援 ○自治体、関係機関等の支援事業の案内 等 	
		  	

対象となる方について、次の条件がありますのでご注意ください。

SOHO事業者として活動する方で入居時において新事業の創業後5年を経過しない方 等


問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 TEL:077-528-3733 E-mail:fb00@pref.shiga.lg.jp (公財)滋賀県産業支援プラザ 経営支援部 創業支援課 TEL:077-511-1412 E-mail:in@shigaplaza.or.jp
--------	---

事業等名	立命館大学BKCインキュベータ	オフィスなどの
-------------	------------------------	---------

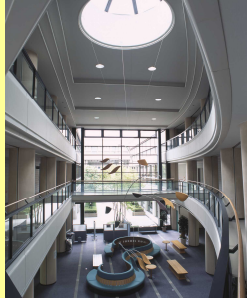
▼こんなときに

大学との連携により新たな事業展開を図ろうとするとき



▼こんな支援が受けられます(施設の概要)



貸与施設の概要	所在地	草津市野路東1-1-1(立命館大学びわこ・くさつキャンパス内)	
	種類	①「小規模試作開発可能オフィス」(23室) ②「試作開発室」(3室) ③「実験・研究室」(4室)の3タイプの施設 全30室	
	入居期間	最長5年間	
支援メニュー		<ul style="list-style-type: none"> ○中小機構、立命館大学、各自治体の支援メニューを利用したビジネスサポート全般 ○滋賀県、草津市、大津市に、賃料補助制度あり(要件あり) 	
			



問い合わせ先	立命館大学BKCインキュベータ(施設運営者:(独)中小企業基盤整備機構) TEL:077-566-8333 E-mail: http://www.smrj.go.jp/incubation/rits-bkci/ の「お問合せフォーム」より
--------	--


事業等名		龍谷大学 龍谷エクステンションセンター(REC)		オフィスなどの 施設の貸与
▼こんなときに				
大学との連携により新たな研究開発や事業展開を図ろうとするとき				
▼こんな支援が受けられます(施設の概要)				
○ 企業などの研究開発にご利用いただくために、レンタルラボを貸出しています。				
貸与施設の概要	所在地	大津市瀬田大江町横谷1-5 (龍谷大学瀬田キャンパス内)		
	種類	①「オフィス」 ②「実験室」 の2タイプの施設 全23室		
	入居期間	最長5年		
支援メニュー	<ul style="list-style-type: none"> ○技術開発支援 ○共同研究 ○実験機器貸出 ○図書館利用 ○会員制組織(BIZ-NET)による情報提供 ○大津市による公的賃料補助制度(条件有り) など 			
問い合わせ先	龍谷大学 龍谷エクステンションセンター (REC) TEL:077-544-7299 E-mail:rec@ad.ryukoku.ac.jp			

事業等名		滋賀県立大学産学連携センター		オフィスなどの 施設の貸与
▼こんなときに				
県内の企業の方で、創業・新分野の進出および新技術開発を行おうとするとき				
▼こんな支援が受けられます(施設の概要)				
貸与施設の概要	所在地	彦根市八坂町2500 (滋賀県立大学内)		
	種類	本学教員との共同研究を実施するための施設として、研究実験室があり、企業等の皆様に貸し出しをしています。(計5室)		
	入居期間	入居期間は3か月以上1年以内が原則ですが、各年更新で最長3年まで利用することができます。		
支援メニュー	<ul style="list-style-type: none"> ○無響室や恒温恒湿室などの特殊実験施設の貸出 ○主にマイクロ分析室に配置されている各種計測分析機器の貸出等 			  
問い合わせ先	公立大学法人 滋賀県立大学 産学連携センター TEL:0749-28-8610 E-mail:chiiki_koken@office.usp.ac.jp			

事業等名		長浜市バイオインキュベーションセンター		オフィスなどの 施設の貸与	
▼こんなときに					
バイオ関連分野の創業および事業化を行おうとするとき					
▼こんな支援が受けられます(施設の概要)					
○ 長浜市におけるバイオ関連分野の創業および事業化を支援するため研究室を貸出し					
貸与施設の概要	所在地	長浜市田村町1281-8			
	種類	研究開発型(ウェット仕様)の研究室 17室			
	入居期間	原則5年以内。ただし、18か月毎に更新審査あり。			
支援メニュー	<ul style="list-style-type: none"> ○起業準備相談 ○事業計画・ビジネスプラン ○法人設立 ○財務・経理 ○長浜市による賃料補助(条件有) ○地域企業等とのマッチング支援 ○国内・海外販路開拓支援 ○各種専門家の紹介 ○各種競争的資金の情報提供および申請にかかる支援 ○経営革新等支援機関による支援 			 	
	問い合わせ先 (一社)バイオビジネス創出研究会 TEL:0749-65-8808 E-mail:info@biobiz.jp				

事業等名		滋賀県立テクノファクトリー		オフィスなどの 施設の貸与	
▼こんなときに					
新製品の試作や製造にかかる技術の開発・改良を行う施設が必要なとき					
▼こんな支援が受けられます(施設の概要)					
貸与施設の概要	所在地	草津市野路東七丁目3-46			
	種類	新製品の試作や製造にかかる技術開発等を行うことができる「賃貸型工場施設」12区画			
	入居期間	5年以内			
支援メニュー	<ul style="list-style-type: none"> ○技術者等の専門家の紹介や大学とのマッチングによる技術的支援 ○税理士や弁理士、中小企業診断士等の専門家の紹介や事業計画の相談等の経営的支援 ○新技術、新商品の紹介、他企業とのマッチング等による販路開拓支援 ○各種競争的資金の情報提供や申請等にかかる支援 ○工場や土地等の事業用地の紹介、斡旋 			 	
	問い合わせ先 (公財)滋賀県産業支援プラザ 経営支援部 創業支援課 TEL:077-511-1416 E-mail:in@shigaplaza.or.jp				

事業等名		レンタルラボ(工業技術総合センター)		オフィスなどの施設の貸与	
▼こんなときに					
独自技術の開発や新製品開発を行う研究スペースが必要なとき					
▼こんな支援が受けられます(施設の概要)					
貸与施設の概要	所在地	栗東市上砥山232 (工業技術総合センター内)			
	種類	独自技術の開発や新製品開発のための「レンタルラボ(技術開発室)」計4室			
支援メニュー	入居期間	3年以内		 	
		<ul style="list-style-type: none"> ○工業技術総合センター職員との連携、共同研究 ○工業技術総合センター施設(約300種の開放機器や技術図書)の提供 ○大学や外部専門家の紹介 ○補助金等の支援制度の活用支援 			
問い合わせ先	滋賀県工業技術総合センター TEL:077-558-1500 E-mail:info@shiga-irc.go.jp				

事業等名		しが水環境ビジネス推進フォーラム		他の企業等との連携・ネットワーク形成	
▼こんなときに					
水環境ビジネスへの参入や新たな展開を検討しているとき					
▼フォーラムに加入すると、こんな支援が受けられます					
<ul style="list-style-type: none"> ○水環境ビジネスの情報(世界の水ビジネス動向など)の提供 ○メンバー企業の技術・製品情報の発信 ○県内企業、県外企業とのビジネスマッチングの実施 ○ビジネス展開のためのプロジェクト・チーム形成 					
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 商工政策課 TEL:077-528-3712 E-mail:fa0002@pref.shiga.lg.jp				

事業等名		しが医工連携ものづくりネットワーク		他の企業等との連携・ネットワーク形成	
▼こんなときに					
医療・健康分野への進出や医工連携による新事業創出にかかる支援や情報を得たいとき					
▼ネットワークに加入すると、こんな支援が受けられます					
講演・交流会(しが医工連携ものづくりネットワーク会議)	情報提供やネットワーク会員同士の交流の場を提供します。				
研究会・医療機器等開発セミナー	医療機器等の新規開発を目指し、特定テーマの研究会を開催します。また、医療機器等の開発に必要な実用的な知識が得られるセミナーを開催します。				
各種相談への対応	公的資金や薬事、パートナー企業の探索など、医療機器等の開発に関する様々な相談に医工連携コーディネーターが対応します。				
展示会への共同出展	全国規模の医療機器等の出展会へネットワークとして出展します。				
メールマガジンの配信	各種補助金、イベント等の最新情報を随時配信します。				
問い合わせ先	(公財)滋賀県産業支援プラザ 連携推進部 医工連携課 TEL:077-511-1414 E-mail:iko@shigaplaza.or.jp				


など

事業等名	しがウェルネスファーム	他の企業等との連携・ネットワーク形成
▼こんなときに		
“治療・介護から予防への転換”に寄与する新たな健康支援サービスの創出を目指すときに		
▼こんな支援が受けられます		
情報発信	保健・医療・福祉現場の関係者や民間事業者の糾合・交流と健康支援サービスの担い手の発掘・育成 ○セミナー・交流会 ○ホームページ ○メールマガジン	
マッチング	保健・医療・福祉現場の関係者や民間事業者からの課題・解決策の収集とマッチング ○情報収集(調査票等による課題・解決策等の収集) ○実態把握(ヒアリングによる詳細確認) ○マッチング・コーディネート(課題・解決策マッチング)	
検討・検証	保健・医療・福祉現場の関係者や民間事業者による健康支援サービスのあり方検討、効果検証および事業モデル構築 ○サービスのあり方検討 ○サービスの効果検証 ○事業モデルの構築	
問い合わせ先	(公財)滋賀県産業支援プラザ 連携推進部 医工連携課 TEL:077-511-1414 E-mail:swf@shigaplaza.or.jp	




事業等名	滋賀バイオ産業推進機構(SBO)	他の企業等との連携・ネットワーク形成
▼こんなときに		
バイオ関連情報の収集や関係機関等とのネットワークを構築したいとき		
▼機構に加入すると、こんな支援が受けられます		
バイオ技術研究セミナー	○大学等研究者による最新シーズの情報提供	
バイオ・プロジェクト創出サロン	○バイオ関連のプロジェクト構築を目指す情報交換の場の提供および連携の支援	
バイオビジネス展示会	○展示会の開催	
バイオビジネスセミナー	○最新のバイオテクノロジー、市場の動向や事業創出事例の紹介	
情報発信	○メールマガジン ○ホームページ	
問い合わせ先	滋賀バイオ産業推進機構事務局(滋賀県庁モノづくり振興課内) TEL:077-528-3794 E-mail:info@shiga-bio.jp	

事業等名	しが新産業創造ネットワーク		他の企業等との連携・ネットワーク形成
▼こんなときに			
産学官連携による新事業創出にかかる支援や情報を得たいとき			
▼ネットワークに参加すると、こんな支援が受けられます			
支援メニュー	講演・交流会(マッチングフォーラム)	最先端技術、成長分野や産業界の情報提供等により、新たな出会いの場を提供します。	など
	公的資金制度説明会	国や県の公的資金制度の概要や制度活用のポイントを説明するとともに、個別相談を行います。	
	産学官連携プロジェクト構築	コーディネーターによる企業訪問や研究会の開催などを通じて、産学官連携による研究開発プロジェクトを構築します。	
	展示会への共同出展	全国規模の展示会へネットワークとして出展します。	
	メールマガジンの配信	各種補助金、イベント等の最新情報を随時配信します。	
問い合わせ先	(公財)滋賀県産業支援プラザ 連携推進部 ものづくり支援課 TEL:077-511-1414 E-mail: shin@shigaplaza.or.jp		

事業等名	近江技術てんびん棒事業	マッチング (販路の拡大等)
▼こんなときに		
新技術・新工法を大手企業に提案し、販路拡大を図ろうとするとき		
▼こんな支援が受けられます		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内外の大手企業に対し、自社技術を直接かつ具体的に提案できる、商談会や技術マッチングの場の設定 (平成27年度は、ニプロ株式会社との商談会・技術マッチング会を実施) ※実施の時期・内容については、お問い合わせください。 		
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 モノづくり振興課 TEL:077-528-3791 E-mail: tenbin@pref.shiga.lg.jp	

事業等名	クリエイティブビジネスマッチング会	マッチング (販路の拡大等)
▼こんなときに		
コンテンツやデザインを活用した新たな商品やサービスを作成したいとき、自社のコンテンツを他社に提案したいとき		
▼こんな支援が受けられます		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 従来の商品・サービスに、デザインや映像、イラスト等を含む「クリエイティブ産業」のもつ要素を盛り込み、付加価値の高いものを作りあげるノウハウ伝授、異業種の出会いから商品化までを応援します。 ○ クリエイティブプロデューサーとして活躍されている方等から、現在の活動内容やノウハウ等も聞けます。 *こんな方にうってつけです。 ・素敵な広報ツールやパッケージデザインで、自社製品をもっと売れるようにしたいとお悩みの事業者 ・自社のクリエイティブなサービスで、ビジネスチャンスを広げる提案をしたいクリエイター ※開催日時や参加対象者等、詳細については事前に下記へお問い合わせください。 		
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 商工政策課 TEL:077-528-3715 E-mail: fa00@pref.shiga.lg.jp	

事業等名	びわ湖環境ビジネスメッセ			マッチング (販路の拡大等)
▼こんなときに				
環境ビジネスにおける販路拡大および新規顧客開拓、情報収集等を行いたいとき				
▼こんな支援が受けられます				
○びわ湖環境ビジネスメッセ2016(環境産業総合見本市)				
会 場	長浜バイオ大学ドーム(県立長浜ドーム)	出 展 企 業 数	300企業・団体	
会 期	平成28年10月19日～21日	出 展 小 間 数	500小間	
出 展 募 集	2月1日～5月31日	来 場 者 規 模	35,000人	
来 場 事 前 登 録	8月～開催直前	入 場 料	無料	
○メッセ会期中に利用できるメニュー				
<ul style="list-style-type: none"> ①出展者による環境製品・技術・サービスの展示(有料) ②出展者・来場者との商談 ③出展者プレゼンテーション(有料:出展者対象、聴講無料) ④各種セミナー(受講無料) ⑤出展者交流会(有料:出展者対象) 				
問い合わせ先	びわ湖環境ビジネスメッセ実行委員会事務局(滋賀県庁モノづくり振興課内) TEL:077-528-3793 E-mail:info@biwako-messe.com			

事業等名	海外環境見本市共同出展事業			マッチング (販路の拡大等)
▼こんなときに				
環境ビジネスにおけるアジア地域への販路拡大および新規顧客開拓、情報収集等を行いたいとき				
▼こんな支援が受けられます				
○海外で開催される下記環境関連見本市への共同出展(有料)				
出 展 先 見 本 市	Vietwater2016			
開 催 地	ベトナム・ホーチミン市			
会 期	平成28年11月9日～11日			
出 展 形 態	びわ湖環境ビジネスメッセコーナーとして共同出展			
問い合わせ先	びわ湖環境ビジネスメッセ実行委員会事務局(滋賀県庁モノづくり振興課内) TEL:077-528-3793 E-mail:info@biwako-messe.com			

事業等名	商店街等空き店舗活用マッチング支援事業		マッチング (販路の拡大等)
▼こんなときに			
商店街等の空き店舗で開業したいとき、空き店舗物件を広く情報発信したいとき			
▼こんな支援が受けられます			
	支援対象者	支援内容	
	空き店舗での開業希望者	○商店街等空き店舗情報提供ウェブサイト「しが空き店舗情報サイト『AKINAIしが』」(http://www.akinai-shiga.jp/)による県内空き店舗情報と創業支援情報の提供	
	県内不動産業者	○空き店舗物件を無料で「AKINAIしが」で情報発信 ※空き店舗の賃貸・売買を希望する方の物件は、不動産業者と仲介契約を結ばれていれば、業者を通して情報発信することができます。	
問い合わせ先	滋賀県商工会連合会 TEL:077-511-1470 E-mail:info@shigasci.net 滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 TEL:077-528-3731 E-mail:fb00@pref.shiga.lg.jp		

事業等名	「伝統の技と美」滋賀の匠展開催事業			マッチング (販路の拡大等)
▼こんなときに				
工芸品の魅力を広く情報発信したいとき				
▼こんな支援が受けられます				
○出展者による伝統的な工芸品の展示をメインとした実演・販売				
	会場	県内施設	会期	平成28年10、11月の内、4日間を予定
※実施の時期や内容等の詳細については、お問い合わせください。				
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 TEL:077-528-3731 E-mail:fb00@pref.shiga.lg.jp			

▼こんなときに

工業製品の製造・販売における事業機会(販路など)の拡大を検討しているとき

▼こんな支援が受けられます

自己分析・PR力向上支援	○企業情報シートの作成支援 ○展示会・マッチング会出展支援
受注体制の強化支援	○セミナーや交流会の開催
販路開拓・情報収集支援	○販路開拓支援員による販路開拓、調達動向の情報収集と情報提供

【企業情報シートとは】

企業情報シートの目的	『企業情報シート』は、人材・ネットワーク・固有の組織構造といった、自社の強み／弱みなどの経営資産を客観的に把握できるシートを作成し、今後の経営に活かすとともに、商談会やマッチング会の時に活用し、自社を効率的に売り込む効果を狙います。
企業情報シートの効果	<p>○自社の経営環境を客観的に知ることができます。 経営環境分析により、自社の強みや事業チャンスを整理できます。また、事業ごとに、他社との差別化につながっているポイントを整理できます。</p> <p>○新規事業や販路開拓などの参考資料になります。 自社環境の把握により、「誰に」「何を」「どのように」販売・開発していくかをより深く考えるための手助けとなります。</p> <p>○商談会等での提案書や自社説明のツールになります。 予め情報をシートにまとめておくことで、マッチング会等での資料作成がスムーズとなり、また、当日の自社説明に活用できます。</p>
企業情報シートの作成例	

The image shows three pages of a business information sheet template. The first page is the cover sheet, titled '道内中小企業・小規模事業者等企業情報シート(00版)'. It includes fields for company name, address, and contact information. The second page is titled '00技術を活用した00の提案' and contains sections for company history, technology, and products. The third page is titled '00の提案' and contains sections for products, services, and contact information.

問い合わせ先

滋賀県 商工観光労働部 モノづくり振興課
TEL:077-528-3791 E-mail:fd00@pref.shiga.lg.jp

▼こんなときに

中小企業・小規模事業者に関する国や地方自治体、公的機関の支援情報・支援施策を知りたいとき

▼こんな支援が受けられます

- 中小企業庁が、国や地方自治体、公的機関の支援情報・支援施策をわかりやすく提供するとともに、経営の悩みに対する先輩経営者や専門家との情報交換の場を提供する支援ポータルサイトです。

「ミラサポ 未来の企業★応援サイト」 URL : <https://www.mirasapo.jp/>

※ミラサポ会員になると、さまざまなメリットがあります。

ホームページの内容

1 ミラサポおすすめコンテンツ
ミラサポの会員登録をすると、
●あなたのビジネス創造の手助けをする、「ミラサポコミュニティ」(ビジネス向けSNS)や「ビジネスサポートツール」(ビジネス向けアプリ)を無料で利用することができます。
●あなたにぴったりの専門家や支援機関、補助金が選べ、無料で「専門家の派遣申請」や「補助金の電子エントリー」ができます。
●中小企業・小規模事業者だけでなく、大企業で働く方や専門家や支援機関の方々にも「使える」コンテンツです。

2 巻頭特集
あなたと同じ中小企業・小規模事業者が、常時「主役」の企画特集コーナー。動画や読み物、カタログ風などの多彩なアウトプットで、楽しみながらも、ビジネスに直結する情報満載の充実したコンテンツで、中小企業・小規模事業者であるあなたの、未来の「ビジネス創造」に役立つヒントをご紹介します。ここだけ見れば、ビジネスチャンスが広がります。

3 施策情報
国や公的機関などの施策情報を、テーマ別・施策別に見つけることができます。それぞれのテーマ・施策ごとに、
1) 情報を知る
2) 専門家に相談する
3) お役立ちツールを使う
4) データを見る・調べる
といった、4つの機能別に情報を探せます。

4 経営者・専門家ニュース
①経営・②営業・③お金・④開発 といった中小企業・小規模事業者の「4大悩み」について、様々なジャンルの専門家のアドバイスを、コラム形式で毎日更新。気に入った専門家には「ミラサポコミュニティ」(ビジネス向けSNS)を通じて、直接対話することもできます。

ミラサポコミュニティへのログインもこちらから

同じような悩みを持つ経営者やその分野の専門家が、地域ごと、または、テーマごとのコミュニティで、あなたの参加をお待ちしています。
参加するもよし、見るだけでもよし、たくさんのビジネスの種があります。
また、そこで出会った方々と非公開グループをつくって、専用のビジネスコミュニティとして使えます。使い方はあなた次第。



問い合わせ先

ミラサポ運営事務局 コールセンター
TEL:0570-057-222、IP電話等からのお問い合わせ番号:045-330-1818

冊子に掲載した問い合わせ先一覧

※電話番号はそれぞれ代表番号を掲載しています。

【滋賀県関係】

滋賀県庁 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

所属名		電 話
商工観光労働部	商工政策課	(077)528-3711
	商工政策課分室 [滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点 〒520-0051 大津市梅林一丁目3-25 1st森田ビル5階]	(077)527-1030
	中小企業支援課	(077)528-3731
	モノづくり振興課	(077)528-3791
	企業誘致推進室	(077)528-3792
	労働雇用政策課	(077)528-3751
	観光交流局	(077)528-3741
県民生活部	エネルギー政策課	(077)528-3091
琵琶湖環境部	森林政策課	(077)528-3911
	循環社会推進課	(077)528-3472
土木交通部	監理課	(077)528-4111

地方行政機関	郵便番号	所 在 地	電 話
滋賀県工業技術総合センター	520-3004	栗東市上砥山232	(077)558-1500
滋賀県工業技術総合センター (信楽窯業技術試験場)	529-1851	甲賀市信楽町長野498	(0748)82-1155
滋賀県東北部工業技術センター (長浜)	526-0024	長浜市三ツ矢元町27-39	(0749)62-1492
滋賀県東北部工業技術センター (彦根)	522-0037	彦根市岡町52	(0749)22-2325
滋賀県立高等技術専門校 (米原校舎)	521-0091	米原市岩脇411-1	(0749)52-5300
滋賀県立高等技術専門校 (草津校舎)	525-0041	草津市青地町1093	(077)564-3296

【商工関係団体等】

団体名	郵便番号	所在地	電話
滋賀県商工会連合会	520-0806	大津市打出浜2-1「コラボしが21」5階	(077)511-1470
瀬田商工会	520-2141	大津市大江四丁目18-10	(077)545-2137
大津北商工会	520-0242	大津市本堅田三丁目7-14	(077)572-0425
栗東市商工会	520-3047	栗東市手原三丁目1-25	(077)552-0661
野洲市商工会	520-2423	野洲市西河原2400番地	(077)589-4880
湖南市商工会	520-3234	湖南市中央一丁目1-1	(0748)72-0038
甲賀市商工会	528-0005	甲賀市水口町水口5577-2	(0748)62-1676
安土町商工会	521-1343	近江八幡市安土町小中1-8	(0748)46-2389
日野町商工会	529-1602	蒲生郡日野町河原一丁目1番地	(0748)52-0515
竜王町商工会	520-2552	蒲生郡竜王町小口20-2	(0748)58-1081
東近江市商工会	527-0157	東近江市下中野町431	(0749)46-8770
愛荘町商工会	529-1331	愛知郡愛荘町愛知川72	(0749)42-2719
稲枝商工会	521-1113	彦根市稲部町607-1	(0749)43-2201
豊郷町商工会	529-1169	犬上郡豊郷町石畑374-6	(0749)35-2022
甲良町商工会	522-0244	犬上郡甲良町在土351-4	(0749)38-3530
多賀町商工会	522-0341	犬上郡多賀町多賀230-1	(0749)48-1811
米原市商工会	521-0016	米原市下多良三丁目1-1	(0749)52-0632
東浅井商工会	526-0244	長浜市内保町2843番地	(0749)74-0194
びわ商工会	526-0102	長浜市落合町680-3	(0749)72-4349
長浜北商工会	529-0425	長浜市木之本町木之本1952	(0749)82-5051
高島市商工会	520-1217	高島市安曇川町田中89	(0740)32-1580

団体名	郵便番号	所在地	電話
滋賀県商工会議所連合会	520-0806	大津市打出浜2-1「コラボしが21」5階	(077)511-1460
大津商工会議所	520-0806	大津市打出浜2-1「コラボしが21」9階	(077)511-1500
長浜商工会議所	526-0037	長浜市高田町10-1	(0749)62-2500
彦根商工会議所	522-0063	彦根市中央町3-8	(0749)22-4551
近江八幡商工会議所	523-0893	近江八幡市桜宮町231-2	(0748)33-4141
八日市商工会議所	527-0021	東近江市八日市東浜町1-5	(0748)22-0186
草津商工会議所	525-0032	草津市大路二丁目11-51	(077)564-5201
守山商工会議所	524-0021	守山市吉身三丁目11-43	(077)582-2425
滋賀県中小企業団体中央会	520-0806	大津市打出浜2-1「コラボしが21」5階	(077)511-1430
滋賀県中小企業団体中央会 (ものづくり支援室)	520-0806	大津市打出浜3-7 滋賀県産業振興協同組合ビル3階	(077)510-0890
滋賀県よろず支援拠点	520-0806	大津市打出浜2-1「コラボしが21」2階 公益財団法人滋賀県産業支援プラザ内	(077)511-1425
公益財団法人滋賀県産業支援プラザ	520-0806	大津市打出浜2-1「コラボしが21」2階	(077)511-1410
一般社団法人滋賀県発明協会	520-3004	栗東市上砥山232 滋賀県工業技術総合センター別館1階	(077)558-4040
創業・第二創業促進補助金事務局	国：TEL：03-5550-1311 (公財)滋賀県産業支援プラザ：077-511-1412		
株式会社日本政策金融公庫 大津支店 国民生活事業	520-0051	大津市梅林一丁目3-10 滋賀ビル地下1階	(077)524-1656
株式会社日本政策金融公庫 彦根支店 国民生活事業	522-0075	彦根市佐和町11-34	(0749)24-0201
独立行政法人中小企業基盤整備機構 立命館大学BKCインキュベータ	525-8577	草津市野路東一丁目1-1	(077)566-8333
公立大学法人滋賀県立大学 産学連携センター	520-8533	彦根市八坂町2500	(0749)28-8610
龍谷大学 龍谷エクステンションセンター	520-2194	大津市瀬田大江町横谷1-5	(077)544-7299
長浜バイオインキュベーションセンター 一般社団法人バイオビジネス創出研究会	526-0829	長浜市田村町1281-8	(0749)65-8808
滋賀バイオ産業推進機構事務局	520-8577	大津市京町四丁目1-1 県庁東館2階 滋賀県庁モノづくり振興課内	(077)528-3794
びわ湖環境ビジネスメッセ実行委員会事務局	520-8577	大津市京町四丁目1-1 県庁東館2階 滋賀県庁モノづくり振興課内	(077)528-3793
ミラサポ運営事務局 コールセンター	TEL：0570-057-222 IP電話等からのお問い合わせ番号：045-330-1818		

中小企業の活性化の推進に関する条例の改正の概要

県内企業の 86.7% を占める小規模企業が、地域の経済や社会の担い手として果たしている役割の重要性に鑑み、平成 25 年の中小企業基本法の改正や平成 26 年 6 月に施行された小規模企業振興基本法の趣旨を踏まえ、本条例の一部を改正しました。

改正のポイント

- ・ 小規模企業者の定義を定めました。
- ・ 基本理念に、小規模企業の持続的な発展が図られることの追加などをしました。
- ・ 10 月を「滋賀県ちいさな企業応援月間」として定めました。
小規模企業者をはじめとする中小企業者、関係団体等、国および市町と連携して、事業を実施することとします。

滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例

改 定義の追加

(3)小規模企業者 中小企業基本法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者であって、県内に事務所または事業所を有するもの

改 基本理念の追加・修正

- (1)中小企業者の自主的な努力および創造的な活動が尊重されること
- (2)小規模企業の活力が最大限に発揮され、その事業の持続的な発展が図られること（追加）
- (3)小規模企業者に配慮する等中小企業者の経営規模が勘案されること（修正）
- (4)地域の特性に応じた産業の振興、地域住民の利便の増進その他の地域づくりに資するものとなること
- (5)ものづくり産業の集積、環境の保全のためのこれまでの取組その他の本県の特徴が生かされること
- (6)県、中小企業者、中小企業に關係する団体、大企業者、大学その他の教育研究機関、金融機関、国および他の地方公共団体の連携および協力が図られること

●施策の基本

- (1)中小企業による自らの成長を目指す取組の円滑化
- (2)中小企業の経営基盤の強化
- (3)産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化

●県、中小企業者、関係者等の役割等

●連携および協力の推進

◎施策の推進のための仕組み



追加 滋賀県ちいさな企業応援月間

県民の間に広く小規模企業をはじめとする中小企業への関心および理解を深めるとともに、小規模企業者等による中小企業活性化施策の活用を促進

中小企業の活性化を推進し、本県の経済および社会の発展に寄与

『平成28年度 滋賀県ちいさな企業応援月間』

～地域で活躍する小規模企業をはじめとする中小企業を応援します！～

ちいさな企業の意義・役割

- 中小企業は県内企業の99.8%を占めており、そのうち小規模企業が9割近くを占め、地域経済や雇用を支えている。
 - 地域の安全・安心やコミュニティの維持など社会的にも大きな役割を果たしている。
 - 地元の食材や原料を使用し、身近な消費者に製品やサービスを提供することにより、お金を地域内で循環させる担い手となっている。
- ※ちいさな企業とは：小規模企業をはじめとする中小企業のこと

課題

- 県民に県内のちいさな企業の役割や魅力が十分に伝わっていない。
- 中小企業、とりわけ小規模企業向け施策は、国や経済団体、支援機関、金融機関、市町、県等の様々な機関により実施されているが、支援を必要としている企業への周知が必ずしも十分でないとの声がある。(事業者や支援機関との意見交換会やアンケートによる意見)



『滋賀県ちいさな企業応援月間』

～地域で活躍する小規模企業をはじめとする中小企業を応援します！～

【10月】

関係団体等が連携を図り実施

- ちいさな企業が担う役割や魅力を積極的に情報発信する。
- ちいさな企業への支援策や諸活動等を積極的に実施する。
- ちいさな企業への施策の周知および活用を促進する。

応援月間の取組

県の取組

「滋賀のちいさな企業元気セミナー」

○中小企業、とりわけ小規模企業の独自の取組事例や施策の活用事例を紹介するなどちいさな企業に焦点を当てたセミナーを開催する。

- ・有識者による講演会
- ・小規模企業による事例発表 など

「いきいき滋賀モノづくりセミナー」

○自社の強みを生かした持続的・継続的な成長を応援するため、企業経営や企業間連携に関する先進的な取り組みに焦点を当てたセミナーおよび交流会を開催する。

ちいさな企業施策説明会・相談会事業

○上記のセミナーの開催と併せてちいさな企業向け施策を展開している機関による施策説明会を開催。
○関係団体と連携し、ちいさな企業向けの相談会も併設する。

各関係団体等の取組

各関係団体等で支援事業の実施

(国、市町、経済団体、支援機関、金融機関、大学等)

○応援月間にあわせて各関係団体等において支援事業等に取り組んでいただく。

【事業実施の一例】

- ・経営相談会
- ・融資相談会
- ・ビジネスマッチング
- ・創業スクール
- ・経営塾

など

連携

「応援月間」事業一覧取りまとめ

○各関係団体等が応援月間において実施するちいさな企業を対象とする施策や支援策等を一覧に取りまとめて広報を行う。

県と各団体等の連携した取組

○広報啓発資材等により、応援月間の広報を実施する。
○各関係団体等とも連携し、応援月間事業について広報を行う。

「応援月間」の広報について

滋賀県では、「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」を制定し、中小企業の活性化に取り組んでいます



○ホームページでも、施策の情報を紹介しています。「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」その他の情報とあわせてご覧ください。

○引き続き、意見交換や企業訪問により、中小企業や関係者の皆様の声をお聞きし、施策への反映に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL 077(528)3733 FAX 077(528)4871

E-mail fb00@pref.shiga.lg.jp

<http://www.pref.shiga.lg.jp/f/chusho>